

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「新しい価値を創造し、変化をもたらす次世代のチャレンジャー」という経営ビジョンのもと、持続的に成長し、株主、取引先、従業員等ステークホルダーの信頼を得、継続的な企業価値の向上を実現するため、コーポレート・ガバナンスの充実が経営上の重要な課題であると位置づけ、コンプライアンス体制及びリスク管理体制の構築・強化を図り、取締役会を中心に「経営の効率化」及び「監督機能の強化」に主眼を置き、健全で透明性が高く、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制の構築に努めてまいります。

[コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由]

当社はコーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

[大株主の状況]

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
(株)テクノスジャパン	380,000	18.54
あいおいニッセイ同和損害保険(株)	160,000	7.80
(株)エヌ・ティ・ティ・データ	160,000	7.80
城谷 直彦	160,000	7.80
城谷 紀子	80,000	3.90
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC) (常任代理人(株)三菱UFJ銀行)	75,631	3.69
奥出 聡	66,000	3.22
白井 孝秀	60,000	2.93
野池 清文	48,500	2.37
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL (常任代理人ゴールドマン・サックス証券(株))	41,069	2.00

支配株主(親会社を除く)の有無

――

親会社の有無

なし

補足説明

――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
決算期	3月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	会長（社長を兼任している場合を除く）
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
唯野 安志	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
唯野 安志	○	---	情報サービス産業に属する企業での豊富な業務経験を有していることから、当社の企業統治への貢献と経営全般における助言が可能と判断して社外取締役に選任しております。また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反のおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有しているため独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人とは、四半期に一回程度会合を持ち、各監査の状況を相互に共有して連携を図り、効率的かつ有効な監査の実施に努めております。内部監査室と常勤監査役は定期的に意見交換の場を持ち、内部監査室から監査実施予定及び監査結果の報告を行うとともに、常勤監査役より助言、指導を受けております。また、内部監査室と会計監査人は、連携をとりながら効率的な監査の実施に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
花畑 彦子郎	他の会社の出身者													
伊藤 峰秋	他の会社の出身者													
宮本 竜哉	他の会社の出身者													

- ※ 会社との関係についての選択項目
 ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
 ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
 - j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
 - m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
花畑 彦子郎	○	----	長年情報サービス産業および金融業に勤務しており、特にシステム監査の分野における豊富な知識と経験を有しております。このため、当社は、同氏が監査役として適任であると判断し、その深い知見に基づく助言、牽制を期待して社外監査役に選任しております。また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反のおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有しているため独立役員として指定しております。
伊藤 峰秋	○	----	情報サービス産業に属する企業での豊富な業務経験を有していることから、適切な監査が可能と判断して社外監査役に選任しております。また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反のおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有しているため独立役員として指定しております。

宮本 竜哉	○	----	他の法人において代表者として経営に携わるほか、大学において講師を務めるなど、豊富な知見と経験を有していることから、適切な監査が可能と判断して社外監査役に選任しております。また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反のおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有しているため独立役員として指定しております。
-------	---	------	---

[独立役員関係]

独立役員の人数	4名
---------	----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員をすべて独立役員に指定しております。

[インセンティブ関係]

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

該当事項はありません。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

[取締役報酬関係]

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない
------------------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、個別報酬の開示は行っておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬は、株主総会で決議された報酬総額の限度内で、取締役会の決議により決定しております。報酬額の決定権限は、取締役会の決議により代表取締役に一任しており、代表取締役は、各取締役の担当業務及びその内容、経済情勢等を考慮し、報酬額を決定しております。

[社外取締役(社外監査役)のサポート体制]

社外取締役及び社外監査役に対する専従スタッフの配置は行っておりませんが、それぞれ管理部門が取締役会開催の連絡及び決議事項の事前説明等、必要に応じてサポートを行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社の取締役会は取締役5名(うち、社外取締役1名)で構成され、月1回の定例の取締役会のほか、必要に応じ臨時に取締役会を開催し、取締役会規程に定める決議事項の審議及び決議、並びに重要な報告を行っております。当社は意思決定、監督機能と業務執行機能を分離し、業務執行機能の強化を図るため、執行役員制度を導入しております。執行役員は取締役会によって選任され、取締役会が決定した基本方針に従って業務執行にあたっております。

また、当社は監査役制度を採用しており、監査役3名(うち、社外監査役3名)で監査役会が構成されております。監査役は、監査計画に基づき監査を実施する一方、取締役会等の重要な会議に出席するほか、取締役、執行役員に業務の報告を求めるとともに、主要な部門の往査を行う等により、ガバナンスの状況を監視し、取締役の職務の執行を含む日常業務の監査を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、健全で透明性が高く、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制の構築のため、現状のコーポレート・ガバナンス体制を採用しております。監査役は、取締役会への出席や、取締役、執行役員、従業員、会計監査人等からの報告收受などのほか、常勤監査役は重要な会議等への出席や主要な部門の往査など、実効性のあるモニタリングに取り組んでおり、経営の監視機能が十分働いていると考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主の皆様には議案を十分ご検討いただけるよう、株主総会の招集通知の早期発送に努めます。
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主の皆様にご出席いただくため、他社の集中日を避けた日程の選定となるよう留意いたします。
電磁的方法による議決権の行使	当社は現在、電磁的方法による議決権の行使の制度を実施しておりませんが、株主の利便性を勘案しながら検討してまいります。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	当社は現在、議決権電子行使プラットフォームに参加しておりませんが、株主の利便性を勘案しながら検討してまいります。
招集通知(要約)の英文での提供	予定はありません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーを作成し、当社のホームページに公表しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年2回、個人投資家向けに説明会を開催する予定です。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回、アナリスト・機関投資家向けに説明会を開催する予定です。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社のホームページ上にIR専用サイトを設け、有価証券報告書・四半期報告書等、適時開示資料、IR資料を掲載してまいります。	
IRに関する部署(担当者)の設置	企画戦略グループおよび管理統括が対応いたします。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	決算説明会の実施や決算短信ほか適時開示資料の当社ホームページへの掲載等を通じて、ステークホルダーに対して迅速・正確かつ公平に会社情報の開示を行ってまいります。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法に定める「取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」に関して、当社で定める内部統制システム構築の基本方針に従って、以下のように体制を整備しております。

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・ 取締役及び使用人が業務を遂行するにあたり遵守すべき基本的事項、及びコンプライアンスの取組について「企業行動規範」、「コンプライアンス規程」に定め、周知徹底する。
 - ・ コンプライアンス重視の経営を実践するため、リスク・コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の構築・強化を図る。
 - ・ 内部通報制度を設け、法令遵守上疑義のある行為等を発見した場合に直接通報する手段を確保し、不正行為等の早期発見と是正を図る。
 - ・ 内部監査部門を設置し、定期的に業務執行及びコンプライアンスの状況等の確認、内部統制システムの適正性、効率性の検証等を行う。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・ 取締役の職務執行に係る議事録等の文書その他の情報は、法令及び社内規程に基づき、適切に保存、管理する。
 - ・ 取締役及び監査役は、これらの文書を必要に応じ閲覧できるものとする。
 - ・ 情報セキュリティ管理の基本的事項について「情報セキュリティ管理規程」に定め、情報セキュリティの維持・向上のための対策を実施する。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・ リスク管理に関して必要な事項について「リスク管理規程」に定め、リスクの発生防止に係る整備、発生したリスクへの対応等を行う。
 - ・ リスクを一元的に把握、管理するため、リスク・コンプライアンス委員会を設置し、リスクの管理を適正に行い、リスク発生を未然に防止し、リスク発生時の対処を行う体制を構築・強化する。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・ 毎月1回、定例の取締役会を開催するほか、必要に応じて随時に開催し、重要事項の審議及び決定を行う。
 - ・ 執行役員制度を採用し、取締役会で選任された執行役員が取締役会が決定した基本方針に従って業務を執行する。
 - ・ 取締役及び執行役員の職務執行状況については適宜取締役会に報告する。
- (5) 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正性を確保するための体制
 - ・ 企業集団における業務の適正を確保するための体制が必要になった場合には、速やかに当該体制を構築する。
- (6) 監査役を補助すべき使用人に関する事項、その使用人の取締役からの独立性及びその使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
 - ・ 監査役が補助使用人を置くことを求めた場合には、監査役と取締役が協議の上、使用人を置く。
 - ・ 補助使用人は監査役の指揮命令によりその職務を行い、取締役又は他の使用人の指揮命令を受けないものとする。
 - ・ 補助使用人の人事評価、異動等については監査役の同意を得た上で決定する。
- (7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他監査役への報告に関する体制並びに当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - ・ 監査役は、取締役会に出席するほか、必要と認める重要な会議に出席し、取締役及び使用人の職務の執行状況について報告を求めることができる。
 - ・ 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす事項又はそのおそれのある事項、法令・定款に違反する事項その他コンプライアンスに関する重要な事項を知ったときは、速やかに監査役に報告する。
 - ・ 取締役及び使用人は、内部通報制度を利用して監査役に報告することができ、監査役は必要に応じて取締役及び使用人に対し報告を求め、自ら事実関係を調査することができる。
 - ・ 監査役への報告を行った通報者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。
- (8) 監査役職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針
 - ・ 監査役が職務執行について生ずる費用に関して支払（前払又は償還を含む）を求めたときは、監査役の職務の執行に必要なないと認められた場合を除き、速やかに当該費用を支払う。
- (9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・ 監査役は代表取締役及びその他の取締役との間で適宜意見交換を行う。
 - ・ 監査役は内部監査部門及び会計監査人と情報交換、意見交換を行い、互いに連携を図る。
- (10) 財務報告の信頼性を確保するための体制
 - ・ 金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制報告制度に適切に対応するため、財務報告に係る内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば適宜是正し、適切な運用に努めることにより、財務報告の信頼性を確保する。
- (11) 反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方及びその体制
 - ・ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たず、不当な要求には一切応じないことを基本方針とする。
 - ・ 「企業行動規範」に「反社会的勢力との関係の排除方針」を規定し、周知するとともに、反社会的勢力の対応部署を定め、外部専門機関との連携を図る等、反社会的勢力に対して組織的に毅然とした姿勢で対応する体制を整備する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たず、不当な要求には一切応じないことを基本方針とし、「企業行動規範」に「反社会的勢力との関係の排除方針」を規定し、周知しております。これらに基づき、「反社会的勢力対応規程」を定め、反社会的勢力の対応部署、反社会的勢力を排除するための契約の締結、反社会的勢力からの要求への対応等、反社会的勢力排除に向けた体制を整備しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート・ガバナンス体制の模式図を参考資料として添付しております。

【コーポレート・ガバナンス体制（模式図）】

